

## 環境インフラ事業における民間委託の動向

宍 戸 朗\*

Akira SHISHIDO

### はじめに

地方自治体の財政負担の大きな割合を占めるごみ処理施設や上下水道処理施設は、現代生活に不可欠な社会インフラとして、積極的に整備が進められてきた。ほとんどの自治体では、社会インフラの整備はすでに最終段階を迎えてきている。

多くの公共事業の整備に対して、国庫補助金や地方交付税措置により国からの補助を受け、施設整備費用の大部分を補助金により賄っている。

しかし、施設の整備が終了した施設については、地方自治体の一般財源によって運営及び維持管理がなされるのが一般的であり、ごみ処理事業や上下水道事業では、施設整備費とほぼ同額の運営及び維持管理費が必要となる。この公共事業の運営及び維持管理にかかる財政負担は年が経過すればするほど増大する傾向があり、地方財政を圧迫させている要因となっている。

このため、多くの地方自治体では、既に建設された施設をいかにして長く使用するか、そして運営及び維持管理をいかに効率化させるかが共通の課題となっている。一方、民間企業にとっても、施設を新規に整備する事業が減少しており、従来の建設のビジネスモデルから運営維持管理のビジネスモデルへの業態転換が求められてきている。このような背景から、民間企業をより活用した新たな民間委託が求められてきている。

本稿では、このような視点のもと、上下水道分野、廃棄物分野における最近の新たな民間委託の動向とその事例を紹介する。

### 1. 新たな民間委託とは

冒頭に述べたようにここ数年、上下水道分野、廃棄物処理分野において、新たな民間委託の動きが見られるようになってきた。水道分野での第三者委託、下水道事業での包括的民間委託、そしてごみ処理事業での長期責任委託などがそれである。事業によって若干の違いはあるが、これらの委託の方式について、概ね、①性能発注による委託、②複数年の委託、③維持管理・補修までを含めた包括的な委託である、といった点を共通的な特徴として挙げることができる。

1点目の性能発注であるが、これは、従来の仕様発注に対する概念である。従来は、公共側が詳細な仕様を規定し、民間側は役務提供的な委託を行い、創意工夫を活かす余地は少なかった。一方、性能発注では民間事業者に対して一定の性能(パフォーマンス)の確保を課し、運転方法等の詳細を民間に任せることで、民間事業者の創意工夫を促し、効率化を図るという考え方である。上下水道分野であれば施設で処理した後の水質を遵守すること、ごみ処理施設であれば排ガスや騒音や振動などの環境要件を遵守して投入されたごみを処理することがもっとも重要であるから、このための要求水準を明確に定めた上で、それを達成するための具体的な施設や運転維持管理の仕様は民間事業者に任せることとなる。実際にこれを規定するためには、従来の業務委託仕様書ではなく、性能発注に基づく契約書を取り交わし、契約書に規定する条件にしたがって民間企業が仕様書に相当する業務実施計画を自ら作成することになる。

2点目の複数年の委託であるが、これは従来の単年度委託に対する概念である。従来は、単年度の委託を継続し、毎年事業者を選定していた。ただし、単年度

\*株日本総合研究所創戦略センター主任研究員

委託では性能発注に基づく委託をしようとした場合に長期的な視点に基づく効率的な維持管理ができない、という問題が生じる。また、随意契約を繰り返すことで結果的に長期間同じ事業者に委託している場合があるが、この場合は競争原理が働かずコスト高になっている可能性がある。一方、複数年の委託では、設備の交換や補修の頻度と、対象施設の使用期間を想定し、数年間の委託契約を締結し、契約時に競争原理の中で委託費を決めることで、コスト削減を図ることができる。委託の期間は、補修等をどの程度業務範囲に含むかによって中期か長期かが異なる。

3点目の維持管理・補修までを含めた包括的な委託であるが、これは従来の運転、維持管理、補修等の個別発注に対する概念である。運転操作だけでなく、オーバーホールや突発修繕も含めた幅広い施設の管理運営業務全体をパッケージとして、複数年にわたって性能発注方式で委託することによって、民間の裁量を大幅に増すとともに施設の運転、維持管理、補修にかかる技術的リスクを民間企業に移転することができる。

2点目の事業期間と3点目の業務範囲の関係をもう少し細かく説明すると、中期委託は、概ね3～5年程度の委託で、ユーティリティ関連経費、消耗品、小額のパーツ交換は民間企業の裁量と責任で行い、大規模な機器の更新は公共団体が自らの責任において行うというものである。

民間企業の裁量により公共団体側の事務負担軽減や、民間の創意工夫による効率化が期待できる。公共団体が物品を調達する手続きは膨大であるから、これだけでも相当な効率化が期待できる。さらに、複数年の契約とすることで、民間の学習効果、すなわち、初年度は予定通りにコストが削減できなくても、複数年にわたって効率化を果たし、回収していくことが期待される。このため、継続的な効率化とそれによるコスト削減が期待される。

一方、課題としては、民間事業者が行う小規模の維持管理と、公共団体が行う更新との分担が挙げられる。民間企業が少しでも自らの運転管理の手間を減らし、リスクを低くし、公共側に多くの補修を求めることが考えられるからだ。このため、公共団体側では、民間事業者の要求する補修や更新の妥当性を見極めることが必要になる。小規模な団体では、こうした判断の

きる技術者を自前で確保することが難しいため、外部のアドバイザー等に頼らざるを得ない。上下水道分野では、既存の施設が大半であることもありこの中期委託が中心である。

長期委託は、10年～20年程度の委託で、施設の維持管理に関する大部分の業務を民間事業者に委ねる、より民間の裁量の余地が大きい方法である。このため、効率化の効果も大きくなると期待される。特に、設備ごとに最適な運営維持管理と更新の組み合わせを実現でき、設備のライフサイクルコストの最小化を図れる可能性が高い。公共団体にとっても、更新の設計や発注、管理を行うための業務が不要となり、大幅な負担の軽減が期待できる。

一方、課題としては、委託期間が長く、かつ相応の補修や更新リスクを民間企業が負うため、業務を受託できる能力のある民間企業が限定され、競争環境が働きにくくなる可能性があるという点が挙げられる。また、委託期間終了後も施設を使い続けることを前提に考えると、委託期間完了後の施設機能の水準を明確に定める必要がある。廃棄物処理分野では新規整備された施設に対してこの長期委託が導入されている。

以降、水道、下水道、廃棄物の各分野について、新しい民間委託導入の背景、政策動向、導入事例について紹介する。

## 2. 水道分野の民間委託

### (1) 背景

日本の水道の普及率は2003年度末で96.9%にも達しており、新設の需要は殆どなく、維持管理、更新の時代へと入っている。地方公営企業年鑑によれば、上水道事業を行う事業体は1,991、簡易水道事業を行う事業体は1,648存在しており、合計で3,500以上の水道事業体が存在している。小規模な水道事業体も多いのが特徴である。

民間委託の状況としては、「地方公営企業の経営基盤強化への取組状況」(総務省)によれば、平成16年4月の段階で、浄水場の点検・保守は都道府県・政令市等で100%，それ以外の市町村等で70%であるが、浄水場の運営管理業務については、都道府県・政令市等で52.9%，市町村等で40%と低い比率であり、民間委託はあまり進んでいない。

水道事業は、今後の更新投資への対応と技術者の確

保という課題に直面している。水道事業は地方公営企業が運営を行っており、水道使用者からの使用料収入による独立採算制をとっている。しかし、現在、多くの水道事業体で、人口の減少、節水意識の高まり、工場の海外移転等による水需要の減少に直面している。一方で、水道施設は高度成長期に多く整備されたものが多く配管網やポンプ場等の老朽化が進んでいる。更新には、多額な費用が必要となり、今後更新を迎えるにあたり、財政への影響が大きな課題となる。

さらに、近年はクリプトスピリジウムに代表される病原性微生物や微量化学物質などの水質汚染への対応も求められている。小規模な水道事業体においては技術者の確保が難しくなっている。

## (2) 政策動向

2002年4月に改正水道法が施行され、第三者委託が制度化された。第三者委託とは、技術上の業務を能力ある第三者に委託する制度のことであり、水道事業者

が負うべき技術上の業務を、責任とともに受託者に委ねている(図1)。これは、主に小規模で技術者を自前で確保することが難しい水道事業体を想定した委託制度と考えることができる。

委託可能な業務は次のとおりである。

1. 水道施設が施設基準に適合しているかどうかの検査
2. 給水開始前の水質検査、施設検査
3. 給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
4. 定期及び臨時の水質検査
5. 定期及び臨時の健康診断
6. 衛生上の措置
7. 給水の緊急停止
8. 給水停止命令による給水停止

また、2002年12月に厚生労働省より「水道事業における第三者への業務委託の対象業務の考え方(暫定

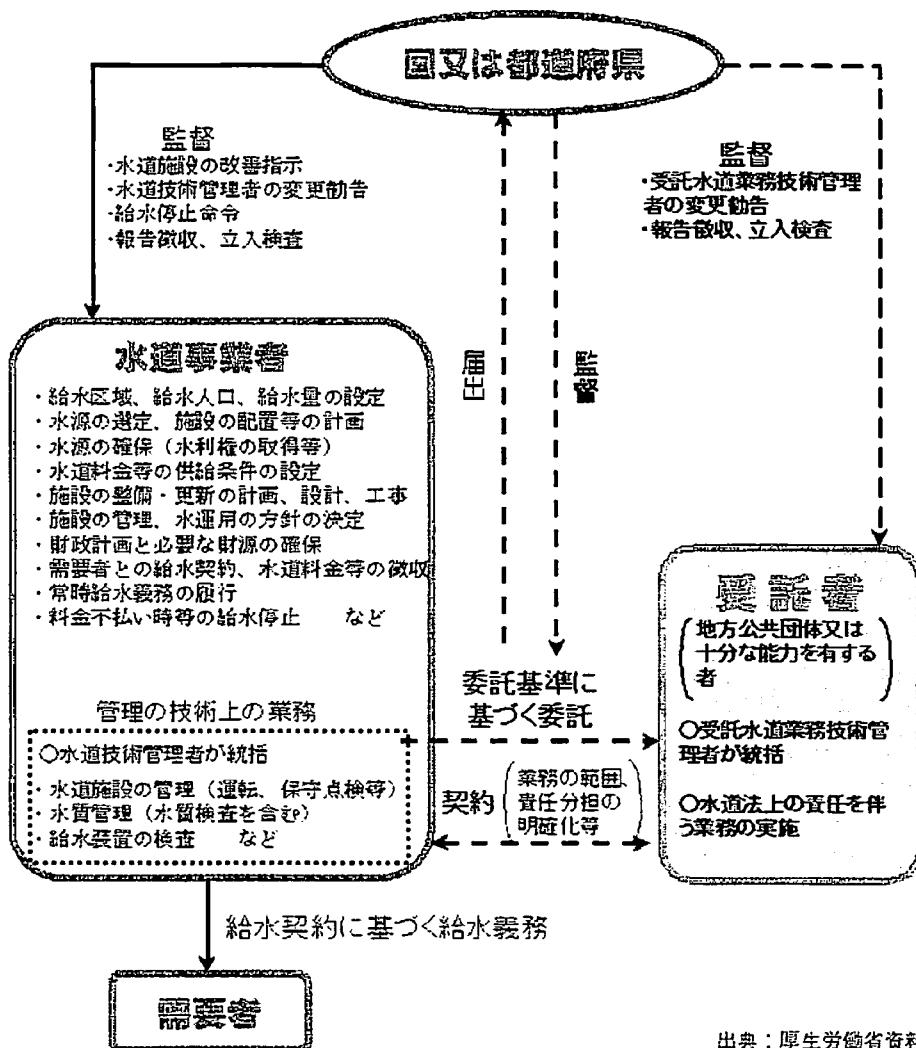


図1 改正水道法における第三者委託のスキーム

案)」が公表され、最小の業務範囲やその組み合わせなど業務範囲に対する一定の見解が示された。この第三者委託は、民間委託を前提とした制度ではないが、第三者への委託が制度的に位置づけられたことにより、民間への委託が行いやすくなったといえる。実際に改正水道法の導入を受け、既に、群馬県太田市や広島県芸北町で、この第三者委託制度に基づく委託が行われている。

### (3) 事例

第三者委託やそれ以外の民間委託が導入された例を表1に示す。広島県三次市の事例は、第三者委託の初の導入事例である。委託期間は2002年～2008年3月までの5年5ヵ月で、水道施設の運転管理、点検整備、法定水質検査等を全面的に、株式会社ジャパンウォーターに委託した。委託費は約1.6億円であり、コスト削減効果は3,000万円とされている。

福島県三春町では、上下水道施設の維持管理を一括して民間企業に委託している。事業期間は3年間で、対象施設は、浄水場及び関係施設、水道事業配水池、簡易水道浄水施設、下水処理施設、農業排水処理施設、ポンプ場などである。これだけ多くの施設を一括して民間企業に委託したことで、同時に実施した料金、経理事務の一括委託とあわせて、従来20人必要とされる人数がその3割の6人で足りており、3年間で1.57億円のコスト削減効果があるとされている。

## 3. 下水道分野の委託

### (1) 背景

下水道の普及率は2003年度末で66.7%であり、2002年度現在で下水処理場の数は1,998箇所、供用市町村は1,845に達し、維持管理すべきストックが増えてきている。これらの施設は、公共が中心となって整備され

表1 水道分野の第三者委託等の導入事例

図表3-5-3 水道民間委託の先行事例（概要）

	事業名	事業規模 (給水人口)	委託期間	委託範囲	委託に該当	選定方法	委託金額 (約)
広島県 三次市	三次市浄水場等維持管理業務	30,100人 (2000年度)	2002年11月～2008年3月 (5年5ヵ月)	市内2ヶ所の浄水場と16ヶ所のポンプ所の運営管理業務。業務内容は無人機場の遠隔監視を含む運転管理と法定水質検査	○	技術提案型 指名競争入札	1億5,500万円 (5年5ヵ月)
群馬県 太田市	太田市浄水場維持管理業務	164,047人 (2001年度)	2002年4月から5年間。5年間の債務負担行為による複数年保証を明記した単年度委託契約	渡良瀬浄水場と利根浄水場の2ヶ所の浄水場における水量水質管理、施設管理、工事・修繕・薬品投入などの立ち合い補助業務。24時間365日の一元管理	○	プロポーザル コンペ方式	1億3,500万円 (1年間)
広島県 芸北町	芸北町簡易水道事業の委託管理業務	2,841人 (2003年度)	2003年4月～2006年3月 (3年間)	簡易水道施設における、水道技術管理者の業務を除いた水道水質管理業務、運転・維持管理業務、検針・料金・会計処理業務	○	指名競争入札	—
長崎県 諫早市	諫早市水道施設及び工業用水道施設運転管理業務委託	86,191人 (2002年度)	2004年4月～2009年3月 (5年間)	市内4ヶ所の浄水場、72ヶ所の取水施設、11ヶ所のポンプ場の運転管理業務		プロポーザル型 総合評価方式	2億2,050万円 (5年間)
愛媛県 松山市	垣生浄水場外運転保守管理委託	2万t (上水道) 約12万t (工業用水道)	2004年4月～2007年3月 (3年間)	垣生浄水場の運転管理と同水系の取水から配水までの管理業務		指名型 プロポーザル 随意契約方式	1億3,200万円 (3年間)
千葉県 長門川	千葉県長門川水道企業団浄配水場運転管理業務委託	22,216人 (2003年度)	2004年4月～2007年3月 (3年間)	前新田浄水場と他2配水池の運転管理業務。電力、薬品調達並びに浄水汚泥処理を含む広範囲な委託内容	○	プロポーザル型 総合評価方式	2億3,000万円 (3年間)
福島県 三春町	三春町上下水道施設運転管理業務	16,526人 (2002年度)	2003年4月～2006年3月 (3年間)	三春浄水場浄水処理及び関係施設、3配水池、2ポンプ所他の運転管理業務及び下水閑通施設	○	プロポーザル コンペ方式	1億2,200万円 (3年間)(うち水道1億800万円)
福岡県 福岡市	工業用水道金島浄水場包括委託業務	1万5,000m <sup>3</sup> /日	2003年3月～2008年3月 (5年1ヵ月)	金島浄水場及び近隣取水場の施設の運転、維持管理業務。電力、用水、薬品、消耗財などの調達、水質試験も含まれる		総合評価 一般競争入札	2億7,000万円 (5年1ヵ月)

出典：「地方公営企業における民間的経営手法等の取組事例集」、各自治体への照会等により作成

出典：「図解よくわかる公共マーケットビジネス」

てきたものである。下水道の維持管理については、件数にして約9割が民間委託を行っているものの、これらの委託は従来型の仕様発注による委託であり、民間

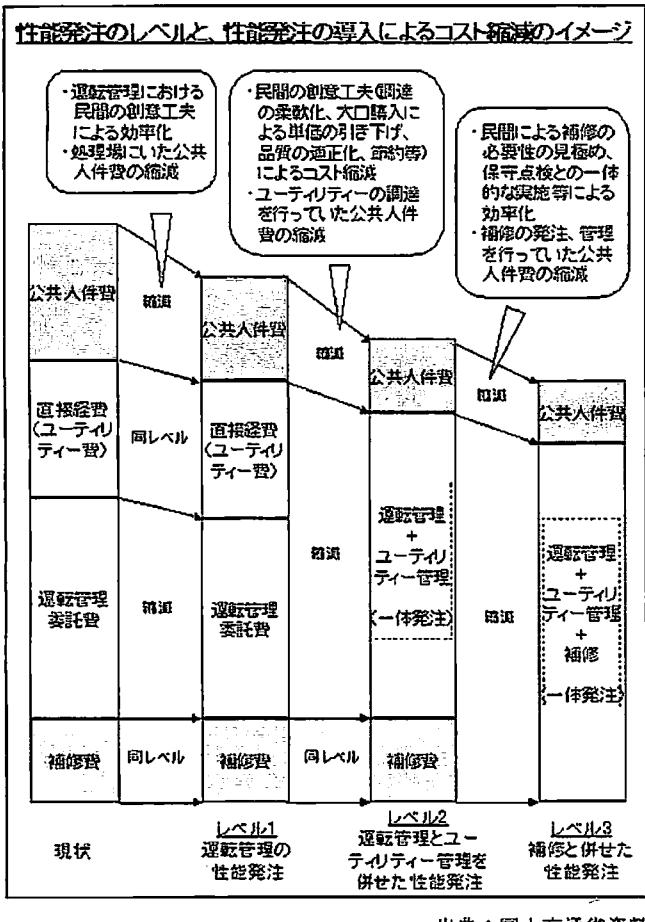
事業者の創意工夫を十分に活かせていない。

下水道事業も、水道事業と同様、使用料収入による独立採算制を原則としている。しかし、実態としては、中小市町村では殆ど採算確保ができないおらず、一般会計からの繰入金に依存している状況である。一方で、使用料単価を上げることにも限界があり、下水道の維持管理費用の低減が課題となっている。

## (2) 政策動向

2001年4月、国土交通省から「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」が公表された。本ガイドラインでは、性能発注に基づく民間委託を包括的民間委託と称している。具体的には、契約に含める施設の維持管理にかかる業務対象範囲を運転管理からユーティリティ管理や補修まで含めた3段階の性能発注レベルの設定、複数年契約の導入を含んでいる(図2)。

2003年3月に、規制改革推進3ヵ年計画(再改定)において、包括的民間委託の推進について閣議決定がなされた。また、下水道協会からは2003年12月に、「包括的民間委託導入マニュアル(案)」が公表された。このマニュアルは主として中小市町村を対象として、現時点で考えられる具体的な導入の手続きや契約に定める事項等をまとめたものである。2004年3月には国土交通省から通知「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」が出されており、積極的な推進が促されている。



出典：国土交通省資料

図2 性能発注によるガイドラインにおける包括的民間委託のスキーム

表2 包括的民間委託の導入事例

### ◎包括的民間委託の導入事例及び主な成果等

取組事例	開始時期	事例の概要等	条件等	主な成果 (コスト削減、雇用等)	(参考)性能発注 のレベル
富山市 (富山県)	平成15年度	維持管理経費の縮減を図るため、運転や保守管理等の業務の包括的な民間委託を実施。	・3年間の委託契約 ・各年度ごとに段階的に委託業務を拡大させる	3年後の段階で3億円のコスト削減見込み	レベル2
守谷市 (茨城県)	平成12年度	従来は業務ごとに別々に民間発注していた運転や保守管理等の業務を、包括的に民間に委託。	・3年間の委託契約 ・運転管理業務、保守点検業務の一部、機器の修理、清掃・植栽管理業務等を委託	平成12年度単年度で約2,800万円のコスト削減効果	レベル3
大分市 (大分県)	平成14年4月	・従来は業務ごとに別々に民間発注していた運転や保守管理等の業務を、包括的に民間に委託。 ・国土交通省が示したガイドラインを踏まえ、効率的維持管理を行う目的。	・市内の各処理場ごとに委託(2年間) ・責任分担は仕様書に明記 ・受託者は放流水質等の目標数値を満たすことが条件	平成14年度単年度で人件費分3,400万円の縮減	レベル2～3
松山市 (愛媛県)	平成17年度 実施予定	従来は処理場ごとに別々に民間委託していた運転業務を、平成15年度より1社にして、平成17年度より保守点検等の業務を包括的に民間に委託予定。	未定	平成15年度は通常の発注であったが、委託の一本化により委託料800万円の縮減	レベル2 (予定)

出典:総務省HPから作成(「地方公営企業の経営の総点検について(通知)の概要」(H16.4.13総務省)の資料・別紙3「民間経営手法等の取組事例」から作成。)

出典：国土交通省資料

### (3) 事例

2003年6月現在、富山市等約49団体で性能発注を実施又は検討しているとされている。主な例を表2に示す。

富山市では、平成15年度から包括的な民間委託を行っている。年度を負うごとに徐々に業務範囲を運転・保守管理から、調達、補修へと拡大する段階的な委託を実施している。特に補修業務については最初の2年間で設備の状況を把握し、補修計画や必要費用を協議した上で、3年目に補修を実施するという契約にすることによりリスクを低減している。富山市では、3億円のコスト削減を見込んでいるとされている。

守谷市では2000年度から包括的な民間委託を導入している。守谷市の場合は、下水道整備を行うために必要な技術職員を確保するために、施設の維持管理を民間委託にしており、技術者の確保というメリットを確保している。2000年度は2,800万円のコスト削減効果があったほか、2002年度からは民間に3年間一括で契約したことにより、保守管理費、人件費等の低減によりトータルコストも9%削減した(表3)。

大分市では、補修費と工事費は受託者との協議により決定し、機能確認は日本下水道事業団が評価するという体制を取っている。

このようにどの事例もまだ、数年程度の中期委託であり、補修業務についても完全に業務範囲に含まずに協議や事前のデータ取得によりリスクを小さくする方法が採られている。

下水道分野での長期委託については、施設機能の確認方法や補修費の線引きなどのルールなどが課題となっているものの、ガイドラインやマニュアル、モデル契約書の作成等の環境が整ってきたこともあり、試験的に導入が進んでいる。ただし現段階では業務範囲が限定的であり、今後の更新投資に対し、いかに民間委託を活用していくかが課題である。

## 4. 廃棄物処理分野の委託

### (1) 背景

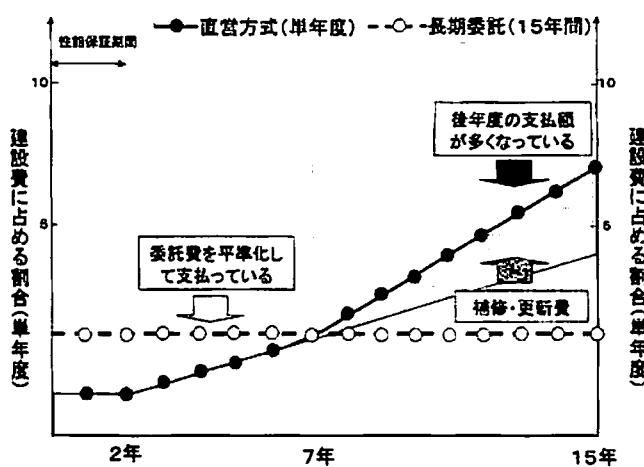
廃棄物分野では、廃棄物処理施設の運転において民間委託が行われている。「市区町村における事務の外部委託の実施状況」(平成16年3月、総務省)によれば、ごみ処理施設の民間委託の比率は74%であり、市では約9割、町村では約2/3が民間委託を実施していると

表3 守谷市におけるコスト削減効果

単位：千円

		仮想的公共 実施費用	長期賃貸委託 実施費用	削減率
委託対象業務	運転管理委託料	153,300	153,300	5%
	保守点検委託料	6,298	6,040	
	その他の委託料	18,788	10,849	
	ユーティリティー	91,850	87,725	
公共人件費	17,590	4,398	75%	
合計	287,826	262,312	9%	

出典：国土交通省資料



出典：日本総合研究所

図3 後年度の運営コストの増大のイメージ

いう結果が示されている。この数値は平成10年度と比較して14%向上しており民間活用は進んでいるが、全部委託の比率は約17%と低い水準にある。

また、廃棄物処理分野では運転、維持管理、補修を含めた運営部分のコストの比率が高く、その増大が問題となっている(図3)。多くの自治体において、①事業年度が進むほど施設の老朽化に伴い、補修コストが増加する傾向にあること、②施設のトラブルや予想外の補修によるリスク及び費用負担は自治体が全て負っていること、③これら運営に係る費用負担は補助の対象ではないことから自治体負担が大きく、運営コストの削減は大きな課題である。

### (2) 政策動向

PFI法が制定され、廃棄物処理分野ではPFIの導入が進んでいる。上下水道事業では、処理施設の耐用年数が30年以上と長いため、新設が必要な施設はそれほど多くない。一方、廃棄物分野では施設のライフサイクルが25年程度であること、ダイオキシンの新基準に向けた建替が行われたなど、新設の需要がある。こうしたことからPFI法が施行されてから中間処理施設へ

のPFIの導入が進んでいる。

最近の傾向としてDBO事業が増えていることが挙げられる。DBO(Design, Build, Operate)とは公設民営であり、施設の建設は民間に任せ、その運営も同じ事業者に一括して長期で運営をゆだねる方式である。施設の建設と長期の運営委託を一括して発注するものであり、新たな民間委託の導入と見ることができる。また、既に建設された施設の運営を長期で委託する長期責任委託という事例が出てきている。

### (3) 事例

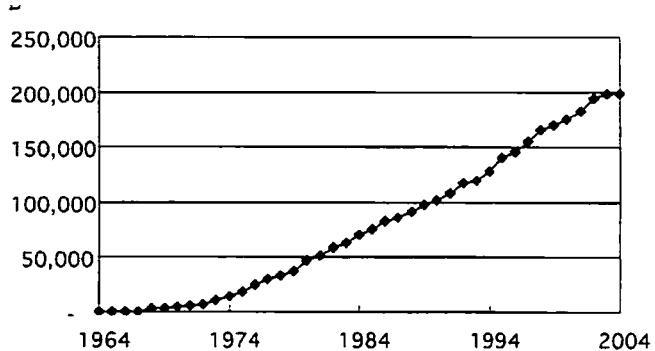
DBO方式の導入事例として、北海道の西いぶり廃棄物広域処理連合（室蘭市を中心とする7市町村から構成）における西胆振廃棄物広域処理事業があげられる。本事業の特徴は①組合が資金調達を実施したこと、②「建設、維持管理及び運営の包括委託」、「性能発注」、「複数年度契約」の考え方を導入したこと、があげられる。この官民がそれぞれ得意とする役割を担うことにより、公設公営（従来方式）と比較して、ライフサイクルコストにおいて約30%（運営費においては、約33%）の削減効果が見込まれている。

長期責任委託の導入事例として、石川県の石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合（石川県能登半島における5つの一部事務組合から構成される組合）における石川北部RDF広域処理事業があげられる。本事業は、施設の建設は自治体の資金調達にて実施し、運営事業（運転、維持管理、補修及び更新）を民間へ長期責任委託を導入した本邦初の事例である（図4）。

この事業の特徴は、①プラントに係るリスクを民間に移転したこと、②計画的な財政負担を実現したこと、③他のPFI案件と同程度のコストメリットが得られたこと等、があげられる。

①のリスクの移転については、PFI事業と同様の性能発注の考えに基づき詳細なリスク分担を規定した契約書を交わし民間事業者の運営にかかる責任を明確化すること、②については長期の契約において支払条件を明確にし、公共側の責任に起因する以外の追加費用は支払わないようにすること、③については選定期階で十分な妥当性評価を行うこと、で実現できるものである。

本事業の実施にあたっては、複数年度契約に基づく長期債務負担行為の設定が必要であるが、現行の制度上において実施可能なスキームであり、特に長期責任委託が何らかの制度を前提として行われているわけである。



出典：環境省資料より日本総合研究所作成  
図5 廃棄物処理施設のストック

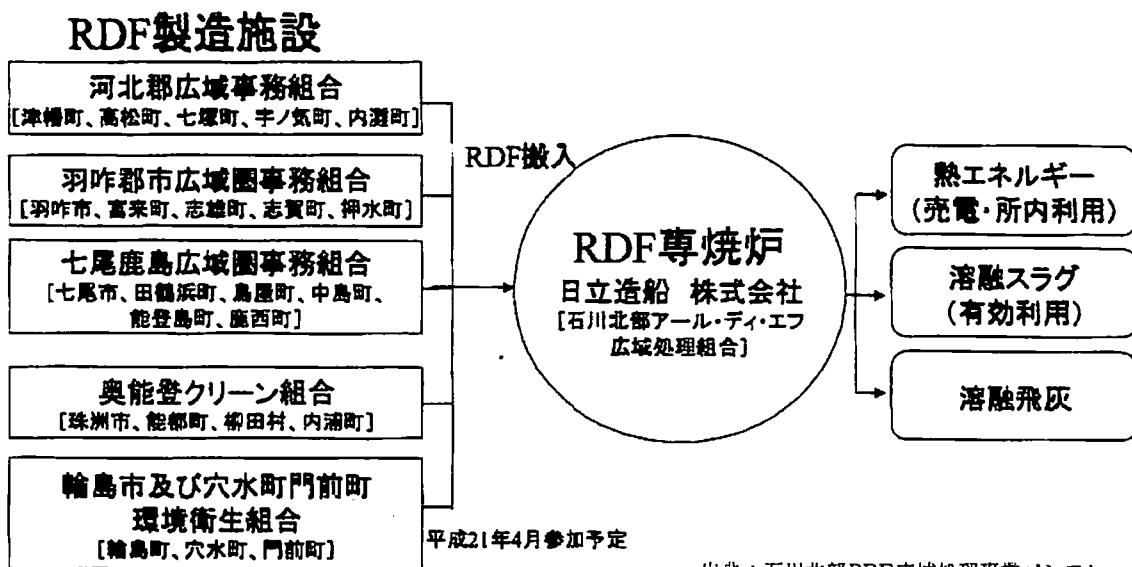


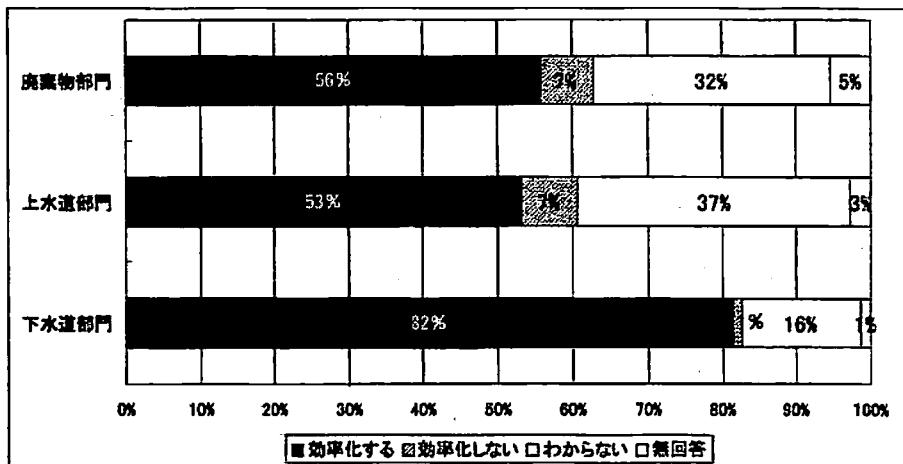
図4 石川北部RDF広域処理事業の概要（市町村名は当時）

表4 長期責任委託の導入事例

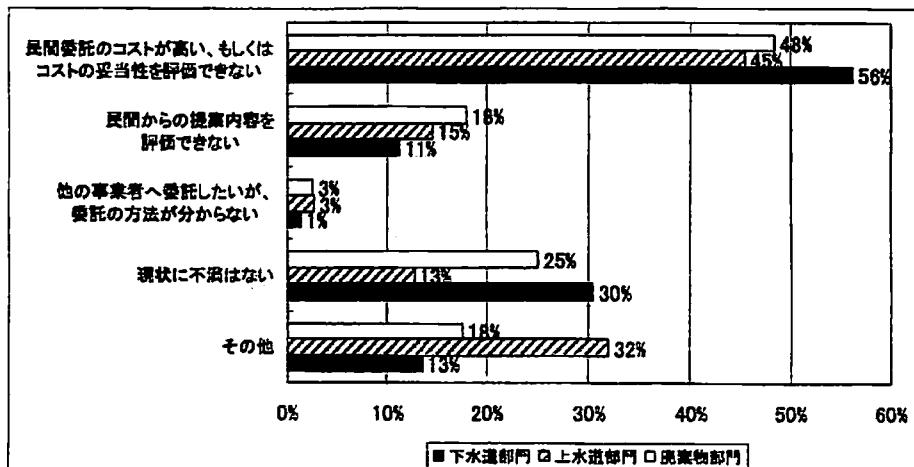
事業名	発注者名	事業概要
石川北部RDF専焼炉運営事業	石川北部RDF広域処理組合	①施設規模；RDF専焼施設160t/日、②処理方式；ガス化溶融方式(流動床方式)【施工者；日立造船JV】、③事業者；日立造船、④事業期間；平成15年4月～平成31年3月末(15年間)、⑤事業範囲；RDF専焼施設、⑥事業者選定方式；随意契約
奥能登クリーンセンター運営事業	奥能登クリーン組合	①施設規模；RDF製造施設48t/日、ごみ資源化施設14t/日、②処理方式；RDF製造施設【施工者；日立造船JV】、③事業者；日立造船、④事業期間；平成15年4月～平成31年3月末(15年間)、⑤事業範囲；RDF製造施設、⑥事業者選定方式；一般競争入札
羽咋リサイクルセンター運営事業	羽咋都市広域圏事務組合	①施設規模；RDF製造施設66t/日、ごみ資源化施設21t/日、②処理方式；RDF製造施設【施工者；JFE・極東開発JV】、③事業者；JFE・極東開発JV、④事業期間；平成15年4月～平成31年3月末(15年間)、⑤事業範囲；RDF製造施設、ごみ資源化施設、⑥事業者選定方式；プロポーザル
南部新清掃工場(仮称)等の管理運営業務委託事業	高松地区広域市町村圏振興事務組合	①施設規模；焼却施設300t/日、ごみ再利用施設35t/日、最終処分場43,800m <sup>3</sup> 、②処理方式；ガス化溶融方式(流動床方式)【施工者；日立造船JV】、③事業者；日立造船、西松建設、穴吹JV、④事業期間；平成15年8月～平成31年3月末(15年間)、⑤事業範囲；計量棟、焼却施設、ごみ再生利用施設、管理棟、最終処分場にかかる全ての業務、⑥事業者選定方式；総合評価一般競争入札
第二清掃工場運営管理委託	柏市	①施設規模；第二清掃工場(焼却施設、灰溶融施設)焼却炉250t/日【施工者；日立造船・大同特殊鋼JV】、灰溶融炉23t/日【施工者；日立造船・大同特殊鋼JV】、②処理方式；ストーカ方式、③事業者；日立造船、④事業期間；平成17年4月～平成36年3月末(20年間)、⑤事業範囲；焼却炉、灰溶融炉にかかる全ての業務、⑥事業者選定方式；一般競争入札

出典：日本総合研究所調査による

設問：民間委託により効率化が図られると思うか



質問：民間委託する際に、現在、課題、不満を感じている点（複数回答可）



出典：日本総合研究所作成

図6 アンケートの内容

はない。

このように、廃棄物処理分野の長期責任委託は、上下水道分野のように特に制度的な裏づけがあるわけではないが、PFI法の考え方を参考に運営を効率化する手法として認識され、既に複数の事例が出てきている（表4）。

これらの事例に共通する特徴は、①委託業務範囲を補修まで拡大していること、②委託年数が15年以上であること、③性能発注による契約を交わしていること、である。

廃棄物の中間処理施設については、過去20年以内に建てられた施設が約2/3を占めており（図5）、今後はこれらの施設の維持管理が中心となる。こうした中で、水道事業や下水道事業のように既存の施設の維持管理、運営に民間委託を活用する検討が進んでくることが予想される。

### 最後に

最後に、少し古い事例であるが、日本総合研究所が2002年12月に水道事業、下水道事業、廃棄物処理事業の担当者に対して実施したアンケートの結果を示す（図6）。

アンケートに回答した614の自治体（水道事業110、下水道事業231、廃棄物処理事業273）のうち、半数以上の自治体が民間委託によって効率化が期待できると回答している。また、この主な理由としては、民間の運営ノウハウを活用することにより、高度な技術への対応、運転要員の効率的な配置による人件費の削減等

があげられている。一方で、「現状に不満はない」と回答した自治体は2割強であるのに対し、約4割の自治体が「民間委託のコストが高い、もしくはコストの妥当性を評価できない」と回答、さらに、約2割の自治体から「民間からの提案内容を評価できない」との回答があり、現状の民間委託への不満や課題が明らかになつた。また、自治体側で、民間からの提案内容を評価する体制、実施のためのノウハウ蓄積が進んでいないという現状も明らかになつた。

民間委託に向けては導入するための環境が整いつつあり、参考となる事例も出てきている。一方で、自治体による業務監視やそれを支援する体制をどう構築するかが今後の課題となろう。

### 参考文献

- ・石田直美(2003),「水の世紀に向けて(上)－水道事業の発展へアウトソーシングの活用を」環境自治体
- ・石田直美(2003),「上下水道事業におけるアウトソーシング」地方行政
- ・井熊均編著(2005),「図解よくわかる公共マーケットビジネス」日刊工業新聞社
- ・株式会社日本総合研究所(2002),「PFIからアウトソーシング～既存施設へ長期責任委託の導入～」
- ・株式会社日本総合研究所(2003),「スマート・コミュニティ・コンソーシアム2002最終報告書」
- ・総務省(2004),「地方公営企業の経営基盤強化への取組状況」
- ・総務省(2004),「市区町村における事務の外部委託の状況」
- ・総務省(2004),「地方公営企業における民間的経営手法等の取組事例集」
- ・国土交通省下水道政策研究委員会第2回法制度小委員会(2004),「下水道における民間活用の状況」